

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

令和5年4月 改定

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	乙 部 町				民 間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額	
全 体	1	*	*	*	—	—	—	—
その他	1	*	*	*	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(直近3ヵ年平均)

※対象職員数が1人のため、個人情報保護の観点から、非公表としている。

(その他、数値のない欄については、すべて「ハイフン(—)」としている。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
全 体						1						
その他						1						

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)を適用

イ 特殊勤務手当

技能労務職に係る特殊勤務手当なし。

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、人事評価の評価区分に基づき昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職については、原則、新規採用を行っていないことから、必要な業務については、民間委託、会計年度任用職員の任用などで対応をする。

3 具体的な取組内容

平成17年度に行財政改革を実施し、技能労務職に係る特殊勤務手当を廃止した。

また、令和4年度から全職種を対象とした人事評価制度を実施し、勤務成績に応じた昇給制度の運用を図っている。